（法第十条第四項の規定による報告の方法）

第十二条　［略］

2　法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、第一号に規定する者から法第十条第一項に規定する承諾があったこと。

五～十　［略］

3　第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、前項第四号に定める事項を証する資料を含む。）及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。

（身分を示す証明書）

第二十一条　法第二十五条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

（法第三十五条第一項の規定による資料開示要請に係る手続）

第二十一条の二　法第三十五条第一項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して行うものとする。

一　名称及び所在地並びに代表者の氏名

二　電話番号、電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）及びファクシミリの番号（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。）

三　当該事業者の氏名又は名称

四　法第三十五条第一項の規定による要請である旨

五　要請の理由

六　合理的な根拠を示す資料の開示を要請する表示

七　希望する開示の実施の方法

（協定又は規約の認定の申請）

第二十二条　法第三十六条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

2　［略］

（協定又は規約に関する処分の告示）

第二十三条　法第三十六条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～四　略］

2　法第三十六条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～三　略］

（法第十条第四項の規定による報告の方法）

第十二条　［同上］

2　法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～九　［同上］

3　第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。

（身分を示す証明書）

第二十一条　法第二十九条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

［条を加える。］

（協定又は規約の認定の申請）

第二十二条　法第三十一条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

2　［同上］

（協定又は規約に関する処分の告示）

第二十三条　法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～四　同上］

2　法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。